

平成19年9月

人事行政の運営等の状況

和歌山県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)再任用職員等の採用・離職状況	
(3)退職者数	
(4)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(5)年齢別職員構成の状況	
(6)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	
2 職員の給与の状況	4
(1)総括	
(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(3)一般行政職の級別職員数の状況	
(4)職員の手当の状況	
(5)特別職の報酬等の状況	
(6)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	18
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	19
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	21
(1)育児休業及び部分休業の取得者数	
(2)修学部分休業の実施状況	
(3)高齢者部分休業制度の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	22
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	26
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察 共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	27
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	28
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	36
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	48
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	48

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成19年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
I種			
一般行政職	34	32	11
総合土木職	16	15	
建築職	3	2	2
電気職A	1	1	
機械職	1	1	
化学職	2	2	1
農学職	7	6	2
林学職	4	3	1
水産職	1	1	
学校事務職	4	3	3
警察事務職	8	4	2
小計	81	70	22
II種			
土木職	1	1	
小計	1	1	0
III種			
一般事務	5	4	2
土木	1	1	
農業	1	1	
警察事務	4	3	2
小計	11	9	4
教員			
小学校教員	95	94	59
中学校教員	70	69	37
高等学校教員	37	36	18
特殊教育諸学校教員	28	28	19
養護教員	5	5	5
実習助手	2	2	2
小計	237	234	140
警察官			
警察官A男性一般	72	37	—
警察官A女性一般	6	2	2
警察官A男性武道・柔道	2	1	—
警察官A男性武道・剣道	1	—	—
警察官B男性一般	38	33	—
警察官B女性一般	2	2	2
小計	121	75	4
資格免許等			
医師	3	3	
薬剤師	2	1	1
保健師	3	3	2
看護師	3	3	1
専任教員	1	1	1
船舶職員	2	2	1
工業技術技師	4	4	
学校栄養職員	2	1	1
文化財専門員(埋蔵)	2	2	
文化財専門員(建造物)	1	1	
文化財専門員(民俗)	1	1	
小計	24	22	7
合計	475	411	177

(平成18年度:平成18年4月1日～平成19年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
I種		
一般行政職	20	6
土木職	5	1
農業工学職	1	1
建築職	3	
電気職B	1	1
化学職	2	
農学職	1	
林学職	1	1
学校事務職	3	2
警察事務職	6	1
小計	43	13
II種		
土木職	1	
小計	1	0
III種		
一般事務	3	1
土木	1	
農業	1	
学校事務	2	
警察事務	3	2
小計	10	3
教員		
小学校教員	54	30
中学校教員	35	12
高等学校教員	36	10
特殊教育諸学校教員	20	15
養護教員	3	3
寄宿舎指導員	2	1
実習助手	2	2
小計	152	73
警察官		
警察官A男性一般	42	—
警察官A女性一般	4	4
警察官A男性武道・柔道	2	—
警察官A男性武道・剣道	1	—
警察官B男性一般	27	—
警察官B女性一般	3	3
小計	79	7
資格免許等		
医師	3	1
獣医師	6	1
工業技術技師	1	1
職業訓練指導員	1	
専任教員	1	1
学校栄養職員	2	2
校務員	3	
学芸員	1	
小計	18	6
合計	303	102

(2)再任用職員等の採用・離職状況 (平成19年4月1日現在) (単位:人)

区分	合計	再任用職員数										再任用後の離職 (平成18年度)			
		常時勤務職員		短時間勤務職員											
		任期更新	任期更新	16時間以上 20時間未満	20時間以上 24時間未満	24時間以上 28時間未満	28時間以上 30時間未満	30時間以上 32時間未満	32時間以上 36時間未満	任期更新	任期更新				
一般行政職	44	14	1	43	14			43	14						15
研究職	4	0		4	0			4	0						3
医療職	4	1		4	1			4	1						1
技能労務職	8	4		8	4								8	4	7
教育職	9	4	9	4	0	0									2
警察職	3	0		3	0			3	0						0
合計	72	23	10	62	19	0	0	54	15	0	0	8	4		28

(3)退職者数 (平成18年度) (単位:人)

区分	合計	定年退職		勸奨退職 (定年前希望退職を含む)	普通退職		その他				
		勤務延長後の退職			在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	200	119		43	30	14					8
研究職	16	11			4						1
医療職	22	6		6	10	1					
技能労務職	28	21		4	1				1		1
教育職	400	146		185	60	45			2		7
警察職	113	45		17	46	27			1		4
合計	779	348	0	255	151	87	0	4	0	0	21

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

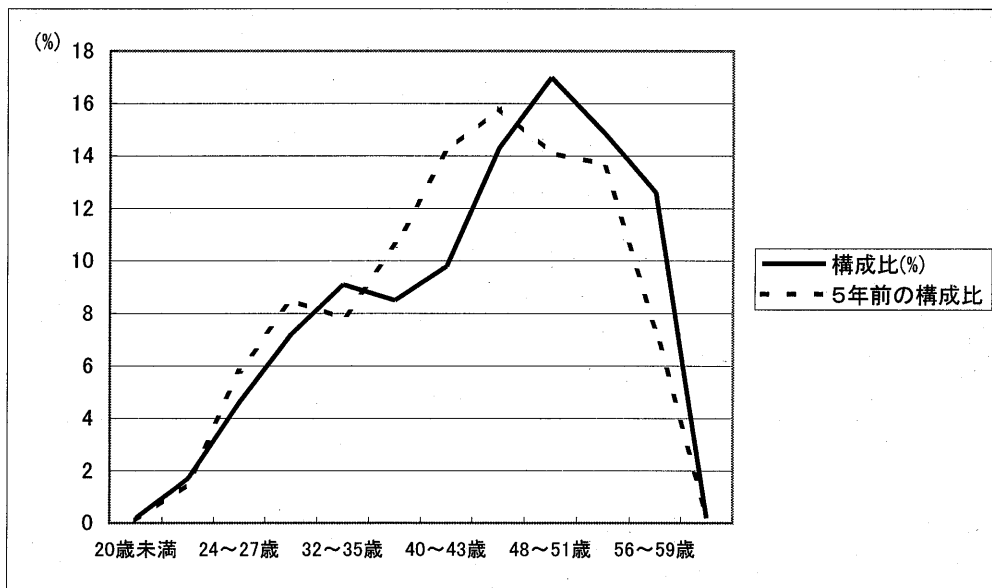
(4)部門別職員数の状況と主な増減理由 (平成19年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	35	33	▲ 2	・総務事務等の民間委託による減 ・出納分室等組織見直し、事務の統廃合縮小による減 ・監察査察業務強化、県長期計画策定、児童虐待対策等業務増による増
		総務企画	767	732	▲ 35	
		税務	167	169	2	
		民生	322	328	6	
		衛生	468	472	4	
		労働	72	66	▲ 6	
		農林水産	932	916	▲ 16	
		商工	218	217	▲ 1	
		土木	870	855	▲ 15	
		小計	3,851	3,788	▲ 63	
教育部門	9,955	9,798	▲ 157	・児童生徒数の減少に伴う減		
警察部門	2,432	2,442	10	・法令基準の充足		
小計	16,238	16,028	▲ 210	(参考:人口10万人当たり職員数 1520.88 人)		
公営企業等	病院	275	252	▲ 23	・県立医科大学派遣の減等	
	その他	50	48	▲ 2		
	小計	325	300	▲ 25		
合計	16,563	16,328	▲ 235	(参考:人口10万人当たり職員数 1549.34 人)		
		[17,442]	[17,275]	[▲ 167]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除きます。

2 []内は、条例定数の合計である。

(5)年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在) (単位:人)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	37	279	746	1,172	1,490	1,382	1,595	2,339	2,775	2,429	2,053	31	16,328

(6) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部 門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政・公営企業等部門	5,250	3,850	▲ 1,400	▲ 26.7
一般行政部門	3,947	▲ 1,400人		
公営企業等部門	1,303			
特別行政部門	12,676	12,176	▲ 500	▲ 3.9
教育部門	10,245	▲ 500人		
警察部門	2,431			
合 計	17,926	16,026	▲ 1,900	▲ 10.6

(参考) 行財政改革推進プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員17,926人のうち ▲1,900人(▲10.6%)

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政 及び公営企 業等	職員数	5,250	4,176	4,088				—	3,850
	増 減		▲ 1,074	▲ 88				▲ 1,162 (83.0%)	▲ 1,400
特別行政	職員数	12,676	12,387	12,240				—	12,176
	増 減		▲ 289	▲ 147				▲ 436 (87.2%)	▲ 500
計	職員数	17,926	16,563	16,328				—	16,026
	増 減		▲ 1,363	▲ 235				▲ 1,598 (84.1%)	▲ 1,900

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

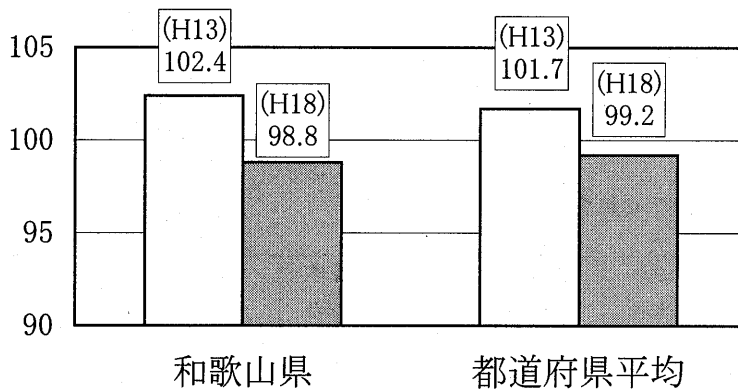
区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	1,053,866	502,430,844	4,626,926	166,326,260	33.1	34.0

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	16,344	76,195,926	13,896,243	31,975,146	122,067,315	7,469

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成18年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成18年4月1日現在)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
18年度	395,416	395,763	△347(△0.09%)	0	0	0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
18年度	4.44	4.45	△0.01	0	4.45	4.45

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.0 歳	348,014 円	416,693 円
技能労務職	48.7 歳	347,765 円	388,331 円
うち用務員	49.2 歳	333,589 円	361,182 円
うち道路整備員	47.1 歳	340,792 円	402,420 円
うち運転業務員	49.8 歳	365,322 円	421,014 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.1 歳	403,315 円	459,206 円
小・中学校(幼稚園)教育職	47.0 歳	411,147 円	465,324 円
警察職	41.2 歳	341,937 円	461,555 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

3 平成19年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国
一般行政職	大学卒	175,032 円	I種 179,200 円 II種 170,200 円
	高校卒	137,016 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	132,660 円	—
	中学卒	119,592 円	—
高等学校教育職	大学卒	195,426 円	—
	高校卒	145,530 円	—
小・中学校教育職	大学卒	195,426 円	—
	高校卒	145,530 円	—
警察職	大学卒	193,050 円	200,800 円
	高校卒	154,638 円	156,200 円

(注) 平成19年度は管理職以外の職員は、給料の1%を減額している。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,485 円	327,054 円	373,232 円
	高校卒	217,800 円	267,613 円	320,286 円
技能労務職	高校卒	210,474 円	264,149 円	302,942 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
高等学校教育職	大学卒	310,351 円	360,059 円	403,906 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
小・中学校教育職	大学卒	307,278 円	359,101 円	398,805 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
警察職	大学卒	292,463 円	333,496 円	387,499 円
	高校卒	253,237 円	304,247 円	338,217 円

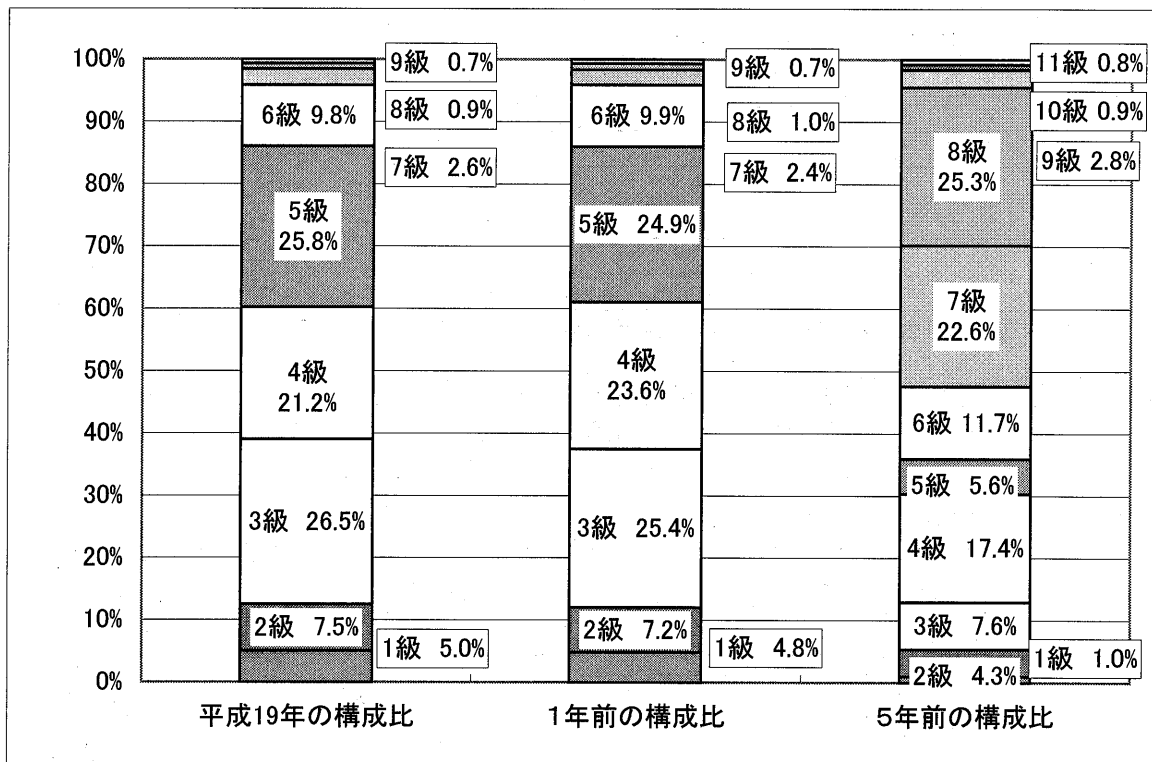
(注) 平成19年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	31 人	0.7 %
8 級	局長	40 人	0.9 %
7 級	参事・課長	108 人	2.6 %
6 級	課長・副課長	415 人	9.8 %
5 級	課長補佐・班長・主任	1,088 人	25.8 %
4 級	主査	896 人	21.2 %
3 級	主査・副主査	1,116 人	26.5 %
2 級	主事・技師	313 人	7.5 %
1 級	主事・技師	211 人	5.0 %
計		4,218 人	100.0 %

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から給料表の級区分が以下のとおり統合された。

旧給料表(H17年度まで)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新給料表(H18年度から)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

イ 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政	技能労務	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
18年度	職 員 数 A	人	人	人	人	人	人
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人	人	人	人	人	人
	比 率 B/A	%	%	%	%	%	%
17年度	職 員 数 A	15,163	4,391	473	2,138	6,072	2,089
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	2,172	648	70	316	904	234
	比 率 B/A	14.3	14.8	14.8	14.8	14.9	11.2

(注) 給与制度改正に伴い、平成18年度から昇給期間短縮は廃止。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 県				国			
1人当たり平均支給額(平成18年度)				—			
1,939 千円							
(平成18年度支給割合)				(平成18年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
3.0 月分	1.45 月分			3.0 月分	1.45 月分		
(1.6) 月分	(0.75) 月分			(1.6) 月分	(0.75) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 10~20%				・管理職加算 10~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

和 歌 山 県				国			
退 職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	退 職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~79,200円)の60月分	
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		729 千円 27,259 千円					

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		1,810,213 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		109,134 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	14 %	28 人	14 %
大阪市	12 %	6 人	12 %
和歌山市	3 %	6,689 人	3 %
橋本市	2 %	913 人	2 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	1 %	8,638 人	0 %
医師・歯科医師	12 %	29 人	12 %
平均支給率		1.9 %	1.4 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %
医師・歯科医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		549,745 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		59,990 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		51.6 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入等徴収手当	税外収入の事務に従事する職員又は海草振興局建設部に勤務する職員	出張して、税外収入又は区画整理事業による清算金の滞納者と直接接して行う税外収入等の徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱に従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、業務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合には限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2~4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円

し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法に基づく、供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
特別環境作業従事手当	振興局産業振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局総務室に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	月額29,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,760円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円

教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の 防災復旧業務 日額3,200円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救 急業務及び緊急補導 日額3,000円 ②修学旅行、公式試合等で泊を伴う もの 日額1,700円 部活動で休日等に行うもの 日額1,500円以内
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の 業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被 疑者の逮捕等の業務	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警 察職員	警ら用無線自動車を運転して行 う犯罪の予防、捜査その他取締 り警戒等の業務	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警 察職員	交通事故捜査、交通指導取締等 の業務	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察 職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警 察職員	指紋、手口若しくは写真又は理 化学、法医学若しくは銃器弾薬 類の知識を利用して行う犯罪鑑 識の業務	日額 280円(現場以外) 日額 560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する 警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補 助の業務	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者 等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の 一部又は全部が深夜(22時から5 時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警 察職員	爆発物又はその疑いのある物 件の処理、火薬類の製造施設等 の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険 がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警 察職員	断が、激流等の著しく危険な 場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通 部門の業務に従事する警察職 員	突発的に発生した事件事故の処 理作業のため、正規の勤務時間 以外の時間に呼出を受け夜間 (21時から5時まで)において行う 業務	1回 1,240円

潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,227,170 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	314 千円
支給実績(平成17年度決算)	2,789,416 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	337 千円

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		2,221,401 千円	233,488 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	818,938 千円	97,273 円

初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過することにより額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 306,900円	同じ		90,337 千円	2,656,971 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~ 24,500円	1,836,467 千円	130,989 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		98,400 千円	315,385 円
特勤勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	8,728 千円	75,896 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地8% 2級地6% 1級地4% 準ずる学校2%			96,646 千円	169,852 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	348,381 千円	197,048 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円	同じ		3,239 千円	33,740 円

夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		186,864 千円	110,767 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	557,860 千円	189,426 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (33,700～126,400円)	同じ		1,196,459 千円	711,754 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		2,860 千円	58,843 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて5,000～20,200円を支給			1,658,644 千円	188,568 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			54,238 千円	271,190 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			52,306 千円	242,157 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			9,465 千円	86,835 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(1,210,000)円
	副 知 事	893,000 円	(950,000)円
	議 長	893,000 円	(950,000)円
報 酬	副 議 長	761,400 円	(810,000)円
	議 員	723,800 円	(770,000)円
	知 事	(18年度支給割合)		
期 末 手 当	副 知 事	3.35 月分		
	議 長	(18年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.35 月分		
	議 員			
	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
副 知 事	知 事	121万円×在職月数×0.7	40,656,000	(任期毎)
	副 知 事	95万円×在職月数×0.5	22,800,000	(任期毎)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、19年度は知事・副知事の給料、議長・副議長・議員の報酬をそれぞれ6%減額しています。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
18	679,137	127,487	223,100	32.9	33.4

区分	職員数 A	給 与 費			1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
18	21	96,418	15,506	42,060	7,333

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.6 歳	384,007 円	568,880 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成18年度)		2,003 千円
(平成18年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成19年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額	— 千円	27,854 千円	

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16~18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		2,601 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		123,854 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
和歌山市	3 %	11 人
和歌山市及び橋本市以外の県内	1 %	10 人
		一般行政職の制度(支給率)
		3 %
		1 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	3 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	725 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	19.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査または検査	① 日額 300円 ② 日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及びずい道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額 800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額 1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	1,149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	55 千円
支給実績(平成17年度決算)	1,354 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	59 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		3,648 千円	228,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	1,349 千円	79,341 円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~ 24,500円	3,439 千円	171,973 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000~75,700円)	同じ		3,040 千円	760,095 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
18	1,789,294	▲ 735,755	13,173	0.7	1.1

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
18	2	7,164	872	2,981	5,509

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
37.5 歳	338,271 円	500,963 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成18年度)		1,491 千円
(平成18年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成19年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		222 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		110,892 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	2 人	3 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

e 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	126 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	63 千円
支給実績(平成17年度決算)	177 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	88 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		156 千円	156,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	319 千円	318,500 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2) 四輪 2,000~24,500円	49 千円	49,200 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	40	9:00	17:45	12:00～12:45
教育委員会	40	9:00	17:45	12:00～12:45
警察本部	40	9:00	18:00	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成19年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成18年1月1日～平成18年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	130,302.7日	38,987.6日	3,330.0人	11.7日	29.9%
教育委員会	133,891日	39,881日	3,515人	11.4日	29.8%
警察本部	92,316日	14,109日	2,336人	6.0日	15.3%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含みません。

(4)特別休暇の導入状況

(平成19年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 つわり	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間から産後8週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内
15 職員の子の婚礼	1日
16 法事等	慣習上最低限の期間
17 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
18 夏季	原則、連続する3日の範囲内
19 永年勤続	連続する3日の範囲内
20 感染症等	必要と認められる期間
21 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
22 出勤困難	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成18年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	女性職員	3	3	-	1	2	-	-	-	-	-
	計	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	5	5	2	2	1	-	-	-	-	-
	女性職員	47	47	4	28	7	6	-	2	-	-
	計	52	52	6	30	8	6	0	2	0	0
警察本部	男性職員	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性職員	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(18年度)

(単位:人)

処分の種類		(単位:人)					
		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由・任命権者							
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(2)心身の故障の場合	知事部局			51		51	
	教育委員会			85		85	
	警察本部			38		38	
	小計	0	0	174		174	
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計			0		0	
(6)条例で定める事由による場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計			0	0	0	
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	0	51	0	51	
	教育委員会	0	0	85	0	85	
	警察本部	0	0	38	0	38	
	合計	0	0	174	0	174	
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局						0
	教育委員会						0
	警察本部						0
	小計						0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局						0
	教育委員会						0
	警察本部						0
	小計						0

(2)懲戒処分者数(18年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	1				1
	教育委員会	2		2	2	6
	警察本部					0
	小計	3	0	2	2	7
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局			1	1	2
	教育委員会	1				1
	警察本部		1		1	2
	小計	1	1	1	2	5
(4)収賄等関係	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局			1		1
	教育委員会					0
	警察本部	1				1
	小計	1	0	1	0	2
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会	2				2
	警察本部					0
	小計	2	0	0	0	2
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	1	0	2	1	4
	教育委員会	5	0	2	2	9
	警察本部	1	1	0	1	3
	合計	7	1	4	4	16

5 職員の服務の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成18年度) (単位:人)

区分	性別等	取得者数			平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
		育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
知事部局	男性職員	1		1	28	1			3.6%
	女性職員	25			25	25			100.0%
	計	26	0	1	53	26	0	0	49.1%
教育委員会	男性職員				125				0.0%
	女性職員	111			111	111			100.0%
	計	111	0	0	236	111	0	0	47.0%
警察本部	男性職員				99				0.0%
	女性職員	5			7	5			71.4%
	計	5	0	0	106	5	0	0	4.7%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から平成18年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 修学部分休業の実施状況 (平成18年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	
警察本部	○	

(3) 高齢者部分休業の実施状況 (平成18年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	
教育委員会	○	
警察本部	○	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成18年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(前期、中期、後期)	知事部局職員(新規採用職員)	1	13	48	
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の者)	2	2	80	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)	2	2	91	
	新任課長補佐研修	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	131	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	53	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	1	2	35	
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新採職員)	1	2	27	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	1	479	
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	2	369	43	
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	305	26	
	一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	2	51	10	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	2	122	44	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	82	31	
	幹部研修	警察本部職員(警部以上)	2	2	126	
	人権研修	警察本部職員(警部補以下)	2	1	208	
	特別研修	実践的問題解決研修	知事部局職員	2	2	42
公共マーケティング研修		(係長級昇任前の職員等)	2	2	75	
企画力向上研修		知事部局職員	2	2	53	
ファシリテーター養成研修		(課長補佐級昇任前の職員等)	2	2	88	
政策形成能力開発研修		知事部局職員(係長級昇任前の職員、	1	11	4	
政策形成能力向上研修		課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	42	
話し方講座			2	2	77	
交渉力強化研修			2	2	60	
ディベート研修			1	2	9	
プレゼンテーション研修			2	2	48	
住民との対話能力向上研修			2	2	45	
民法講座(基礎)			2	3	122	
民法講座(演習)			1	2	24	
行政法講座(基礎)		知事部局職員(全職員)	1	2	102	
行政法講座(演習)			1	2	18	
条例研究講座			1	2	23	
地方自治法講座			2	2	82	
統計分析講座			3	2	151	
契約実務講座			2	2	140	
簿記・企業会計研修			2	2	220	
目標による管理研修			2	2	68	
リスクマネジメント研修			2	2	82	
カウンセリングマインド研修		知事部局職員 (課長補佐級以上の職員等)	2	2	65	
職場風土革新研修			1	2	27	
革新リーダー養成研修			1	2	41	
行政サービス向上研修			2	1	66	
CS(住民満足度)向上研修			2	2	65	
NPOとの協働研修		2	2	77		
キャプテンシップ研修	知事部局職員(全職員)	1	2	25		
タイムマネジメント研修		1	2	39		
NPOとの協働体験研修		1	5	5		
職場研修委員研修	知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	2	58		
現業技能員選考対象者研修	知事部局職員(現業技能員)	1	1	8		
新規採用職員指導者研修	知事部局職員(新規採用職員指導者に任命された者)	2	1	48		
育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	7		
セミナー	法務セミナー		2	1	147	
	オープンセミナー		2	1	520	
	職場接遇向上セミナー(基礎)	知事部局職員(全職員)	1	1	29	
	職場接遇向上セミナー(応用)		1	1	17	
	女性職員ステップアップセミナー	知事部局職員((課長補佐級以下の女性職員))	1	1	59	
	管理者セミナー	知事部局職員(部長級、次長級及び所属長)	1	1	214	
	職員研究発表会	知事部局職員(全職員)	1	1	27	
	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	5	1	308	
	人権・同和特別研修指導責任者セミナー	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	100	

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
基本研修	教育経営研修講座	教育委員会職員(管理職(校長・教頭))	5	8	155		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	2	87		
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	22	116		
	初任者研修(宿泊研修)		1	3	116		
	5年経験者研修	教育委員会職員(5年経験者教員)	1	7	95		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	18	126		
	特殊学級担当教員研修	教育委員会職員(特殊教育新任担当教員)	1	5	70		
	新規採用養護教員研修	教育委員会(新規採用養護教員)	1	12	1		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会(10年経験者養護教員)	1	10	7		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	12	2		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	10	8		
専門研修	国語教育研修講座	教育委員会職員(教員)	3	3	78		
	社会科教育研修講座		3	3	54		
	算数・数学教育研修講座		3	3	53		
	理科教育研修講座		5	1	123		
	理科自然観察研修講座		3	1	93		
	高等学校助手(理科)研修講座	教育委員会職員(理科助手)	1	1	9		
	生活科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	11		
	音楽科教育研修講座		2	2	77		
	英語科教育研修講座		2	5	54		
	英語科教育研修講座(集中研修)		1	7	87		
	図画工作教育研修講座		1	1	22		
	技術・家庭科教育研修講座		1	1	10		
	産業教育研修講座		1	1	16		
	電子顕微鏡活用研修講座		2	1	12		
	四季の星座研修講座		2	1	71		
	環境・防災教育研修講座		2	1	151		
	ふるさと和歌山発見研修講座		1	1	47		
	国際理解教育研修講座		1	1	87		
	「総合的な学習の時間」研修講座		1	1	41		
	道徳教育研修講座		1	1	84		
	生徒指導研修講座		2	1	104		
	学級経営研修講座		1	1	30		
	人権教育研修講座		1	1	41		
	へき地・複式教育研修講座		2	1	28		
	学校における危機管理研修講座		1	1	31		
	いのちの教育研修講座		1	1	47		
	ソーシャルスキルトレーニング研修講座		3	1	67		
	マネジメント系研修講座		2	1	41		
	現代的教育課題研修講座		1	1	117		
	授業力向上研修講座		1	1	32		
	国語力向上研修講座		1	1	106		
	特別支援教育研修講座		3	1	191		
	知的障害児・肢体不自由児教育研修講座		6	1	598		
	病虚弱児教育研修講座		1	1	44		
	視覚障害児教育研修講座		1	1	75		
	聴覚障害児教育研修講座		1	1	66		
	事務職員研修		教育委員会職員(事務職員)	3	1	131	
	管理職のための教育相談研修		教育委員会職員(校長・教頭)	2	1	39	
	管理職のための情報活用研修講座			1	1	21	
	警部補任用科		警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1	12	16	
巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	17			
刑事任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	19			
警備任用科	警察本部職員(警備警察任用予定者)	1	5	12			
けん銃指導者専科	警察本部職員 (警部補以下の警察官)	1	5	14			
警察安全相談・被害者対策専科		1	5	13			
生活安全捜査専科		1	12	13			
警護専科		1	9	14			
緊急自動車運転技能者専科		1	15	8			
交通実務専科		1	11	16			
特殊犯捜査専科		1	10	12			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
専門研修	看守任用専科		1	10	21	
	地域実務専科		1	5	16	
	逮捕術指導者専科		1	5	15	
	緊急二輪専科		1	16	8	
	組織犯罪捜査専科		1	5	19	
	鑑識専科		1	9	22	
	総合実務専科		5	15	75	
情報教育	学校経営に係る情報教育研修講座	教育委員会職員(教員)	5	1	83	
	教育研究に係る研修講座		2	5	26	
	学習評価に係る情報教育研修講座		2	1	41	
	学習指導に係る情報教育研修講座		5	1	45	
	専門性向上に係る情報教育研修講座		3	1	68	
	操作技能向上に係る情報教育研修講座		2	1	51	
	カリキュラム開発推進事業(研修会)		1	4	74	
	IT産業人材育成推進事業(高校研修会)		1	13	6	
	IT産業人材育成推進事業(小中学校研修会)		1	3	9	
教育相談	地方教育相談推進研修会	教育委員会職員(教員)	1	9	8	
	教育相談主事等派遣事業等に係る研修		184	1	2,810	
	教育相談研修基礎講座		4	1	307	
	教育相談研修応用研修		1	4	35	
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)	1	1年	12	
	教員の長期社会体験研修		1	6月	4	
	教員の長期社会体験研修		1	1年	8	
合計					12,648	

(2) 勤務成績の評定状況 (平成18年度)

任命権者	被評定者	評定者	調整者	評定方法	自己評価の有無	評定要素	評定結果の活用	
知事部局	次長級職員	各部長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・課題解決・改革性)、能力(識見・構想力・判断力・折衝力・育成力・統率力)、姿勢(積極性・責任感・協働性・経営感覚・論理観)	任用、能力開発、人事配置等の人事管理の基礎資料	
	ポスト課長職	各部の局長又は振興局長等	総務部長	5段階の絶対評価	有			
	課長級職員	所属長又は振興局の部長等	総務部長	5段階の絶対評価	有			
	課長補佐級職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有			実績(仕事の成果・業務改善・課題解決)、能力(知識の活用・創造性・判断力・折衝力・姿勢(積極性・責任感・協働性・協調性・コスト意識・規律性))
	係長級職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有			実績(仕事の成果・業務改善・課題解決)、能力(知識の活用・創造性・判断力・折衝力)、姿勢(積極性・責任感・協働性・協調性・コスト意識・規律性)
	事務技術職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有			実績(仕事の成果・業務改善)、能力(知識の活用・創造性・理解・判断力・対応・折衝力)、姿勢(積極性・責任感・協働性・協調性・コスト意識・規律性)
	現業職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有			実績(仕事の成果)、能力(注意力・熟練性・体力)、姿勢(積極性・責任感・協働性・協調性・コスト意識・規律性)
知事部局	次長級以上の職員(部長、振興局長除く)	各部長	—	点数による絶対評価	有	業績(目標に対する達成度)、行動(革新創造、論理展開、計画遂行、組織開発、生活者起点)	昇給	
	ポスト課長職	部長又は振興局長	—	点数による絶対評価	有			
	課長級職員	所属長	—	点数による絶対評価	有			
	課長補佐級職員	所属長	—	点数による絶対評価	有			
	係長級職員	所属長	—	点数による絶対評価	有			業績(目標に対する達成度)、行動(論理展開、計画遂行、対人対応、自己確立、生活者起点)
	事務技術職員	所属長	—	点数による絶対評価	有			
	現業職員	所属長	—	点数による絶対評価	有			業績(目標に対する達成度)、行動(情報志向、業務遂行、対人対応、学習力、生活者起点)
教育委員会	県立学校校長	県教育長	—	3段階の絶対評価	無	勤務成績(職務の状況、勤務の状況)	人事管理の基礎資料	
	県立学校校長以外	県立学校校長	県教育長	3段階の絶対評価	無			
	局長	県教育長	—	5段階の絶対評価	有	能力(識見・判断力・構想力・育成力・統率力・折衝力)、意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
	所・館長、ポスト課長	局長	県教育長	5段階の絶対評価	有			
	副課(室)長、副所・館長	所属長	—	5段階の絶対評価	有	能力(知識・技能・判断力・企画力・指導力・対応・折衝力)、意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
	課長補佐級職員	所属長	—	5段階の絶対評価	有			
	係長級、一般職員	所属長	—	5段階の絶対評価	有	能力(知識・技能・判断力・企画力・対応・折衝力)、意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
	指導主事、社会教育主事等	所属長	—	5段階の絶対評価	有			
	現業職員	所属長	—	5段階の絶対評価	有	能力(注意力・熟練性)、意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
	教育委員会	県立学校校長	県教育長	—	5段階の絶対評価	無		勤務成績(職務の状況、勤務の状況)
県立学校校長以外		県立学校校長	県教育長	5段階の絶対評価	無			
局長		県教育長	—	点数による絶対評価	無	意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
所・館長、ポスト課長		局長	県教育長	点数による絶対評価	無			
副課(室)長、副所・館長		所属長	局長	点数による絶対評価	無	意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
課長補佐級職員		所属長	局長	点数による絶対評価	無			
係長級、一般職員		所属長	局長	点数による絶対評価	無	意欲(規律性・責任感・積極性・協調性)、成績(仕事の質・量)		
指導主事、社会教育主事等		所属長	局長	点数による絶対評価	無			
現業職員		所属長	局長	点数による絶対評価	無			
警察本部		参事官	所管部長	警務部長	5段階の絶対評価	有	実績(能力・姿勢・管理能力)、人物(社会面・活動面・精神面等)	昇任、降任及び転任等の人事異動表彰、懲戒及び分限昇給及び勤勉手当指導教養及び監督
	次席・管理官・副署長等	所属長	所管部長	5段階の絶対評価	有			
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	所属長	5段階の絶対評価	有			
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	副署長・次席等	5段階の絶対評価	有			
	初任科生	担当教官	副校長・校長補佐	5段階の絶対評価	有	学業成績(学科・術科)・勤務(生活評価・功労評価等)		

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成18年度)

区分	件数	区分	件数	区分	件数			
公務災害	135	通勤災害	9	合計	144			
内訳	知事部局	15	内訳	知事部局	4	内訳	知事部局	19
	教育委員会	41		教育委員会	1		教育委員会	42
	警察本部	79		警察本部	4		警察本部	83

(2)健康診断実施状況

(平成18年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,926	3,889	2,432
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	15	—	—
ボイラー業務健康診断	ボイラー業務に従事する職員	5	—	—
農薬業務健康診断	農薬取扱業務に従事する職員	175	—	—
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	63	—	10
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	102	—	—
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	85	—	—
介護業務健康診断(腰痛検査)	県こども・障害者相談センターにおいて障害者を介護する職員のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	6	71	—
給食業務健康診断	給食業務従事者	—	18	6
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員(教育委員会は学校の教職員を除く)	4,338	345	2,419
B型肝炎検査	血液取扱業務従事者のうち希望者 特別支援学校教職員のうち希望者	26	1,022	49
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	18	—	—
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	97	—	609
高気圧作業健康診断	高気圧作業に従事する職員(機動隊アクアラング隊員)	—	—	25
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	6	—	—
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	21	—	—

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成18年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会員数	5,428人	10,328人	2,490人
掛金	179,806千円	491,709千円	86,273千円
掛金率	(給料)×8/1000	(給料)×10/1000	(給料+扶養手当)×8/1000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議事事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

8 その他知事が必要と認める事項

定年退職者・勸奨退職者の再就職者数

(平成18年度) (単位:人)

区分 職種	平成17年度 退職者数 a	合計 b		aのうち再就職者数										再就職しない 者又は不明で ある者 n		
		県に再就職した者										県以外に再就職した者				
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m					
一般行政職	122		18	1		1				2	19	9	4	66		
研究職	6										1		3	2		
医療職	31		2		1							1		27		
技能労務職	23		4		1									18		
教育職	315	6							26		5	1	3	274		
警察職	55					18			2		4	4		21		
合計	552	6	24	20	1	1		1	30	0	29	15	10	408		

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成18年度)

ア 採用試験

(ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人
 (b) 昭和60年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成18年6月25日(日)

場所: 和歌山会場

県立向陽高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

c 最終試験

実施日: 平成18年8月1日(火)

場所: 県民文化会館

経済センター

平成18年8月4日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職	670	486	69	34	14.3
学校事務職	65	57	8	4	14.3
警察事務職	100	79	16	8	9.9
総合土木	69	47	30	16	2.9
建築	19	16	6	3	5.3
電気 A	14	11	3	1	11.0
電気 B	6	4	2	1	4.0
機械	11	7	3	1	7.0
化学	46	36	4	2	18.0
農学	81	65	14	7	9.3
林学	27	19	8	4	4.8
水産	21	17	3	1	17.0
合計	1,129	844	166	82	10.3

試験区分のうち、電気職Aは勤務場所が主に知事部局となり、電気職Bは勤務場所が警察本部及び警察署等になります。

(イ) 試験の名称 II種(短大卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日: 平成18年9月24日(日)

場所: 和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

c 最終試験

実施日: 平成18年10月26日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
土木職	14	12	3	1	12.0

(ウ) 試験の名称 Ⅲ種(高校卒業程度)試験

a 受験資格 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日: 平成18年9月24日(日)

場所: 和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

新宮会場

県立新宮高等学校

c 最終試験

実施日: 平成18年10月26日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	138	118	11	5	23.6
学校事務	—	—	—	—	—
警察事務	113	92	8	4	23.0
土木	6	5	3	1	5.0
農業	6	6	3	1	6.0
合計	263	221	25	11	20.1

(I) 試験の名称 警察官A

a 受験資格 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
※武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日: 平成18年5月14日(日)

場所: 和歌山会場

県立和歌山商業高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日: 平成18年6月12日(月)

場所: 県民文化会館

?

和歌山ビッグ愛

平成18年6月15日(木)

和歌山ビッグホール

d 最終試験

実施日: 平成18年7月19日(水)

場所: 県民文化会館

?

平成18年7月20日(木)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	344	310	217	117	72	4.3
警察官A 女性一般	55	43	21	12	6	7.2
警察官A 男性武道(柔道)	14	14	5	2	2	7.0
警察官A 男性武道(剣道)	3	3	2	1	1	3.0
合計	416	370	245	132	81	4.6

(オ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
ただし、次の人は除く。
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成18年9月17日(日) 場所: 和歌山会場
県立和歌山工業高等学校
田辺会場
県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日: 平成18年10月18日(水) 場所: 県民文化会館
和歌山ビッグ愛
平成18年10月20日(火) 和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日: 平成18年11月21日(火) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官B 男性一般	283	233	133	72	38	6.1
警察官B 女性一般	37	25	10	5	2	12.5
合計	320	258	143	77	40	6.5

(カ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

- a 受験資格 昭和25年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

実施日: 平成18年8月26日(土) 場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

c 最終試験

実施日: 平成18年9月8日(金) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	19	16	10	5	3.2
一般事務・紀北	12	12	10	7	1.7
一般事務・西牟婁	2	2	2	2	1.0
農業・和歌山	1	1	1	1	1.0
合計	34	31	23	15	2.1

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「西牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
(b) 紀北: 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
(c) 西牟婁: 田辺市、西牟婁郡

(キ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

- a 受験資格 昭和25年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

実施日：平成19年2月4日(日)

場所：和歌山会場
 県民文化会館
 田辺会場
 西牟婁振興局

c 最終試験

実施日：平成19年2月21日(水)

場所： 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般、学校事務・和歌山	21	17	14	7	2.4
一般、学校事務・紀中	14	13	10	6	2.2
一般事務・西牟婁	8	6	3	2	3.0
農業・和歌山	1	1	1	1	1.0
農業・紀中	3	3	3	1	3.0
学校事務・紀北	5	5	4	2	2.5
合計	52	45	35	19	2.4

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」及び「西牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山：和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北：橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
- (c) 紀中：有田市、御坊市、有田郡、日高郡
- (d) 西牟婁：田辺市、西牟婁郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	109	15	7.3
警部補	200	44	4.5
巡査部長	406	66	6.2

(専門)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	10	2	5.0
警部補	6	2	3.0
巡査部長	3	0	—

(2) 選考の状況(平成18年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 薬剤師、保健師採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和42年4月2日以降に生まれた人
(薬剤師、保健師とも定められた免許取得者又は平成19年春季までに取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成18年6月25日(日)

場所: 和歌山会場
県立向陽高等学校
田辺会場
県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成18年8月1日(火)

場所: 県民文化会館
経済センター

平成18年8月4日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
薬 剤 師	19	17	4	2	8.5
保 健 師	39	32	6	3	10.7

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅱ種・Ⅲ種試験と同日実施)
「学校栄養職員、船舶職員」

(a) 受験資格 ・学校栄養職員: 昭和42年4月2日以降に生まれた人
・船舶職員: 昭和47年4月2日以降に生まれた人
(学校栄養職員、船舶職員とも定められた免許取得者又は平成19年3月末日までに取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成18年9月24日(日)

場所: 和歌山会場
県立星林高等学校
田辺会場
県立田辺工業高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成18年10月26日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
学 校 栄 養 職 員	90	76	4	2	38.0
船 舶 職 員	8	6	5	2	3.0

c 試験の名称 県立自然博物館学芸員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和52年4月2日以降に生まれた人
(海洋生物学についての専門知識を有する学芸員の資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日: 平成18年7月21日(金)

場所: 子ども・障害者相談センター

(c) 最終試験

実施日: 平成18年9月8日(金)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
学 芸 員	33	30	3	1	30.0

d 試験の名称 工業技術センター研究員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人

(b) 第1次試験

実施日: 平成18年8月2日(水) 場所: 工業技術センター

(c) 最終試験

実施日: 平成18年9月8日(金) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員(化学系)	36	12	6	3	4.0
試験研究員(機械系)	6	4	3	1	4.0

e 試験の名称 文化財専門員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和42年4月2日以降に生まれた人

(試験区分ごとに定められた資格取得者又は平成19年3月末日までに取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成18年11月26日(日) 場所: 県立向陽高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成19年1月16日(火) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
文化財専門員(埋蔵担当)	99	77	4	2	38.5
文化財専門員(建造物担当)	20	18	3	1	18.0
文化財専門員(民俗担当)	32	27	3	1	27.0

f 試験の名称 県立こころの医療センター看護師採用選考試験

(a) 受験資格 看護師免許を有する人又は平成19年春季までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成19年2月4日(日) 場所: 県民文化会館

(c) 最終試験

実施日: 平成19年2月21日(水) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
看護師	31	31	10	3	10.3

g 試験の名称 専任教員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和37年4月2日以降に生まれた人

(定められた資格取得者又は平成19年春季までに取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成19年2月4日(日) 場所: 県民文化会館

(c) 最終試験

実施日: 平成19年2月21日(水) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	1	1	1	1	1.0

h 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 昭和25年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人

(試験区分ごとに定められた資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日：平成18年8月26日(土)

場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成18年9月8日(金)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉A	2	2	1	1	2.0
社会福祉B	2	1	1	1	1.0
看護師	1	1	1	0	—
合計	5	4	3	2	2.0

試験区分のうち、社会福祉Aは心理判定等に関する業務、社会福祉Bは児童の一時保護に関する業務となります。

i 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 昭和25年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
(試験区分ごとに定められた資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日：平成19年2月4日(日)

場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成19年2月21日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員	7	6	3	1	6.0
社会福祉	3	3	3	1	3.0
看護師	0	—	—	—	—
学芸員	11	10	3	1	10.0
合計	21	19	9	3	6.3

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	吏員	その他	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查長	巡查	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職									
知事		2	3	2	9	21	4								41
教育委員会			2	14	2	3									21
警察本部長								2	4	8	4	2	3		23
合計	0	2	5	16	11	24	4	2	4	8	4	2	3	0	85

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					現業職	計	
	部長	次長	課長	課長補佐	係長	警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	吏員		
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職								
知事	11	24	65	121	117								338
教育委員会		1	8	18	81								108
県議会議長			2	1									3
代表監査委員			1										1
人事委員会				1									1
警察本部長			1	2	4		19	38	19	14			97
合計	11	25	77	143	202	0	19	38	19	14	0		548

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成18年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

給与等に関する報告及び勧告のポイント

- 月例給、ボーナスともに本年は改定なし
 - ・ 給料及び諸手当の月例給は、公民較差やその他の給与決定条件を考慮し、改定なし
 - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合と概ね均衡しており、改定なし
- 比較対象企業規模など公民給与の比較方法の見直し
 - ・ 企業規模を100人以上から50人以上に変更
- 少子化対策として、扶養手当の引上げの実施（平成19年4月～）
 - ・ 3人目以降の子等の支給月額引上げ（5,000円→6,000円）

ア 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成18年4月から平成19年3月までの間、給料の減額（管理職員2%、一般職員1%）が行われており、平成18年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等（平成18年4月分）

区分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	4,151人	43.0歳	395,763円	391,497円

※ 全職員（職員数 16,007人 平均年齢 44.6歳 給与月額 423,566円（減額前）、419,245円（減額後））

イ 公民給与の比較方法の見直し

民間企業の従業員の給与をより広く把握し反映させるため、人事院や他の都道府県と同様に、比較対象とする民間の企業規模を100人以上から50人以上に変更するなど比較方法の見直しを行いました。

これにより、調査した実事業所数は、平成17年の95事業所から平成18年は119事業所に増加しました。

（母集団は175事業所から260事業所に増加）

ウ 民間給与と県職員給与との比較

前記アのとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(7) 民間給与と県職員給与との公民較差（平成18年4月分）

民間の給与	職員の給与	較差
395,416円	395,763円	△347円（△0.09%）

※ 減額後の職員の給与 391,497円（較差 3,919円、1.00%）

(イ) 民間の特別給（ボーナス）の支給割合（平成17年8月～平成18年7月）

民間の年間支給割合
4.44月分

※ 職員の年間支給月数
4.45月分

エ 公民の給与較差に基づく給与改定

以上の調査の結果を踏まえ、給与改定について次のとおり報告しました。

- (7) 月例給については、①本県の公民較差は給料表の改定を必要とするまでには至らないものであったこと、②民間における扶養手当、住居手当の支給状況は、職員のこれらの手当を改定する特段の必要性が見られないものであったこと、③特例措置により実際に支払われている職員の給与は、民間の給与を下回っていること、④人事院が、平成18年4月の公民較差が極めて小さいことにより改定を見送ったことなど、これらを総合的に勘案すると、給料表をはじめ、月例給の改定を行わないことが適当である。
- (4) 期末・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数と概ね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

オ 給与構造の改革等に伴う改定

平成18年4月から実施している給与構造の改革等に伴う改定について、次のとおり報告しました。

- (7) 管理職手当の定額化について
支給額は、定額とすること。ただし、職務の級における最高の号給の給料月額 \times 100分の25を超えてはならないこと。
(管理職員の職務・職責を端的に反映するため、現行の定率制から定額制に移行する。)
- (4) 扶養手当の引上げについて
人事院勧告による改定内容に準じて改定すること。
(少子化対策を推進するため、3人目以降の子等の扶養手当の額を1,000円引き上げる。)
- (7) 改定の実施時期
平成19年4月1日から実施すること。

カ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題として、次の事項について報告しました。

- (7) 能力・実績に基づく人事管理
 - a 人事評価制度の充実
各任命権者において導入された人事評価制度について、単に評価のみに止まるのではなく、評価システムが有する能力開発機能に着目し、各種研修制度等と有機的に連携しつつ、職員の育成を図る実効性のある制度とすることが重要であること。
また、職員が更に意欲を持って自己研鑽を図り、資質・能力を最大限に発揮できるよう、評定者研修等を通じて評価の精度を高め、より客観的で公平性・公正性を有するものとして整備していくことも不可欠であること。
 - b 女性職員の登用
次世代育成支援対策推進法に基づき県が策定した「特定事業主行動計画」を踏まえつつ、人事院の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を参考とし、男女共同参画社会実現に向けて、より一層環境整備に努めることが適当であること。
- (4) 勤務環境の整備
 - a 職業生活と家庭生活の両立支援
人事院は、育児のための短時間勤務制度の導入等を図るための法改正について、意見の申出を行った。男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たしつつ職務に従事できる環境を形成していくために、県としてもこれら国の制度の改正動向をみながら適切な対応を取るとともに、各職場での職員相互の応援体制の整備等、実効性のある施策を推進することが必要であること。
 - b 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進
超過勤務の縮減について、管理職員にあっては業務の状況把握や見直し等に取り組み、職員にあっては計画的・効率的に業務を行い、超過勤務の縮減に努める必要があること。
年次有給休暇の取得促進については、各職場において、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりや年間を通じた計画的な取得促進について取り組むことが必要であること。
 - c 心の健康づくり
職員の心の健康づくりに一層取り組むため、各種事業を総合的・体系的に推進していくための指針などを作成する必要があること。また、精神及び行動の障害による病気休暇等から職場に復帰した職員への対応について、職場復帰プランの作成・復帰職員のフォローアップにも取り組む必要があること。

(2) 報告資料

ア 職員の給与

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議員	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長	海区漁業調整委員会
		平成17年4月	増減	人				本庁等	県立学校	小・中学校			
		人	人	人				人	人	人			
全		16,007	17,363	△ 1,356	3,796	33	18	345	3,083	6,305	13	2,413	1
行政職		4,151	4,263	△ 112	3,240	33	18	336	207	-	13	303	1
研究職		210	215	△ 5	196	-	-	-	-	-	-	14	-
医療職(1)		30	28	2	30	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		121	241	△ 120	112	-	-	-	9	-	-	-	-
医療職(3)		218	841	△ 623	218	-	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		69	70	△ 1	-	-	-	-	-	69	-	-	-
学校事務職員		362	372	△ 10	-	-	-	-	-	362	-	-	-
計		5,161	6,030	△ 869	3,796	33	18	336	216	431	13	317	1
大学等教育職員			306	△ 306									
高等学校等教育職員		2,845	2,889	△ 44	-	-	-	-	2,845	-	-	-	-
県立中学校教育職員		22	9	13	-	-	-	-	22	-	-	-	-
市町村立小・中学校等 教育職員		5,883	6,040	△ 157	-	-	-	9	-	5,874	-	-	-
計		8,750	9,244	△ 494	-	-	-	9	2,867	5,874	-	-	-
警察官		2,096	2,089	7	-	-	-	-	-	-	-	2,096	-

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
		人	歳	年
	全	16,007	44.6	21.3
一般職員	行政職	4,151	43.0	20.0
	研究職	210	43.0	17.8
	医療職(1)	30	41.4	10.3
	医療職(2)	121	42.8	17.4
	医療職(3)	218	44.3	19.2
	学校栄養職員	69	41.0	17.3
	学校事務職員	362	42.5	22.3
	計	5,161	43.0	19.9
教育職員	高等学校等教育職員	2,845	45.0	20.6
	県立中学校教育職員	22	40.7	15.9
	市町村立小・中学校等教育職員	5,883	47.0	23.6
	計	8,750	46.3	22.6
	警察官	2,096	41.6	19.7
平成17年4月 全		17,363	44.0	20.5

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	71.8	13.0	15.0	0.2	64.0	36.0
一般職員	行政職	100.0	66.4	10.0	23.3	0.3	82.3	17.7
	研究職	100.0	89.5	6.7	3.8	-	91.0	9.0
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.7	23.3
	医療職(2)	100.0	67.8	32.2	-	-	66.1	33.9
	医療職(3)	100.0	32.1	40.4	27.5	-	28.9	71.1
	学校栄養職員	100.0	34.8	65.2	-	-	1.4	98.6
	学校事務職員	100.0	3.3	41.2	55.5	-	26.8	73.2
	計	100.0	61.3	14.5	24.0	0.2	75.0	25.0
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	92.7	5.7	1.6	-	61.5	38.5
	県立中学校教育職員	100.0	100.0	-	-	-	68.2	31.8
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	80.1	19.6	0.3	-	44.4	55.6
	計	100.0	84.3	15.0	0.7	-	50.0	50.0
警察官		100.0	45.4	1.0	52.6	1.0	95.1	4.9
平成17年4月 全		100.0	69.1	15.6	15.1	0.2	62.1	37.9

(工) 職員の給料表別平均給与月額

給料表	区分	給料月額	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
	全	387,121 (391,442)	11,223	9,161	407,505 (411,826)	11,740	419,245 (423,566)
一般職員	行政職	354,081 (358,347)	12,910	10,370	377,361 (381,627)	14,136	391,497 (395,763)
	研究職	365,387 (369,730)	13,776	8,764	387,927 (392,270)	16,589	404,516 (408,859)
	医療職(1)	428,842 (435,233)	11,283	52,450	492,575 (498,966)	287,921	780,496 (786,887)
	医療職(2)	350,194 (353,813)	10,682	7,033	367,909 (371,528)	6,469	374,378 (377,997)
	医療職(3)	379,338 (383,123)	8,718	6,456	394,512 (398,297)	4,266	398,778 (402,563)
	学校栄養職員	333,934 (337,306)	3,993	6,519	344,446 (347,818)	3,053	347,499 (350,871)
	学校事務職員	348,895 (352,419)	5,816	6,465	361,176 (364,700)	4,667	365,843 (369,367)
	計	355,318 (359,500)	12,090	9,980	377,388 (381,570)	14,418	391,806 (395,988)
教育職員	高等学校等教育職員	408,166 (412,302)	10,811	9,075	428,052 (432,188)	8,065	436,117 (440,253)
	県立中学校教育職員	378,450 (382,794)	11,159	9,058	398,667 (403,011)	15,606	414,273 (418,617)
	市町村立小・中学校等 教育職員	418,378 (423,117)	9,453	8,329	436,160 (440,899)	11,831	447,991 (452,730)
	計	414,958 (419,500)	9,899	8,573	433,430 (437,972)	10,615	444,045 (448,587)
	警察官	349,228 (352,966)	14,614	9,597	373,439 (377,177)	9,846	383,285 (387,023)
	平成17年4月 全	388,104 (392,418)	11,291	9,382	408,777 (413,091)	12,424	421,201 (425,515)

(注) 1 給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「切替に伴う差額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成18年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成18年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された260事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、産業、規模等によって15層に層化し、これらの層から119事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係248人（行政職に相当する調査実人員138人）、初任給関係以外の調査職種4,967人（行政職に相当する調査実人員3,746人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,550人であり、行政職に相当するものは、8,742人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
産業計	117	6	3	8	32	68	44	51	22
建設業	9	-	1	-	1	7	5	3	1
製造業	53	5	1	1	14	32	11	27	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	24	1	-	4	6	13	12	9	3
卸売・小売業	7	-	1	-	2	4	3	2	2
金融・保険業、不動産業	11	-	-	1	3	7	9	2	-
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	13	-	-	2	6	5	4	8	1

(注) 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が2事業所あった。

(ウ) 職種別、学歴別、規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人未 満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	188,825	189,942	188,829	181,867
	短大卒	155,106	153,929	160,767	151,448
	高校卒	150,922	143,907	154,685	156,307

(工) 職種別、学歴別民間給与額

職種名	調査実人員	平均年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	12	55.8	774,204	-	774,204	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	53.7	819,391	-	819,391	
短大卒	1	60.5	1,120,925	-	1,120,925	
高校卒	4	56.7	728,696	-	728,696	
中学卒	1	60.5	361,352	-	361,352	
工場長	8	53.9	718,409	547	717,862	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	53.2	742,834	723	742,111	
短大卒	1	53.5	618,850	-	618,850	
高校卒	1	59.5	672,000	-	672,000	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	100	51.9	526,098	2,002	524,096	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	67	52.3	533,989	2,424	531,565	
短大卒	11	51.4	501,265	-	501,265	
高校卒	21	50.8	515,237	1,892	513,345	
中学卒	1	58.5	545,000	-	545,000	
技術部長	45	50.8	604,993	1,024	603,969	同 上
大学卒	32	50.4	610,432	1,441	608,991	
短大卒	5	52.7	631,596	-	631,596	
高校卒	8	51.6	567,931	-	567,931	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	46	49.7	483,908	3,285	480,623	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職
大学卒	40	49.2	499,537	4,182	495,355	
短大卒	2	46.0	377,366	-	377,366	
高校卒	4	52.7	438,466	-	438,466	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	28	52.2	555,264	1,550	553,714	同 上
大学卒	13	50.0	564,196	3,168	561,028	
短大卒	7	54.2	540,174	307	539,867	
高校卒	8	54.1	553,800	-	553,800	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	189	48.0	474,403	4,442	469,961	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
大学卒	112	47.0	491,261	4,247	487,014	
短大卒	14	46.8	436,126	15,385	420,741	
高校卒	61	49.7	453,546	2,327	451,219	
中学卒	2	56.5	515,547	-	515,547	
技術課長	191	48.3	514,112	11,921	502,191	同 上
大学卒	90	45.8	507,276	2,588	504,688	
短大卒	35	47.4	487,742	2,289	485,453	
高校卒	64	51.1	532,415	10,459	521,956	
中学卒	2	57.6	560,006	232,154	327,852	

職種名	調査実人員	平均年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	93	44.6	461,801	22,775	439,026	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	60	43.1	493,865	26,622	467,243	
	短大卒	4	39.3	406,402	22,137	384,265	
	高校卒	28	47.3	417,867	17,493	400,374	
	中学卒	1	52.5	446,000	-	446,000	
	技術課長代理	83	46.6	442,991	18,598	424,393	同 上
	大学卒	44	45.9	444,304	14,618	429,686	
	短大卒	18	45.6	419,215	23,815	395,400	
	高校卒	20	49.3	459,074	25,434	433,640	
	中学卒	1	57.5	540,111	-	540,111	
	事務係長	250	44.8	421,254	26,925	394,329	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職
	大学卒	114	41.7	397,445	23,204	374,241	
	短大卒	24	44.1	382,250	29,084	353,166	
	高校卒	104	47.1	457,714	31,422	426,292	
	中学卒	8	53.8	376,728	9,852	366,876	
	技術係長	201	46.1	457,805	59,548	398,257	同 上
	大学卒	61	42.8	449,748	54,931	394,817	
	短大卒	25	44.7	413,908	61,191	352,717	
	高校卒	110	47.9	476,185	61,911	414,274	
	中学卒	5	55.0	403,252	54,203	349,049	
事務主任	207	40.6	325,725	26,620	299,105		
大学卒	96	38.3	333,228	28,274	304,954		
短大卒	34	38.0	283,597	16,361	267,236		
高校卒	74	44.4	341,379	30,970	310,409		
中学卒	3	57.2	388,834	32,661	356,173		
技術主任	139	41.5	398,244	68,761	329,483		
大学卒	46	38.6	413,576	84,554	329,022		
短大卒	17	38.0	369,510	65,049	304,461		
高校卒	75	44.1	396,070	61,578	334,492		
中学卒	1	52.5	509,005	-	509,005		
事務係員	1,363	35.3	296,080	28,467	267,613		
大学卒	524	32.0	294,254	30,560	263,694		
短大卒	278	33.4	259,435	22,418	237,017		
高校卒	539	38.6	313,091	29,458	283,633		
中学卒	22	51.4	363,288	30,962	332,326		
技術係員	791	34.7	370,872	66,222	304,650		
大学卒	302	33.6	380,121	88,784	291,337		
短大卒	123	32.8	337,621	60,726	276,895		
高校卒	363	36.2	374,263	48,511	325,752		
中学卒	3	55.7	323,967	28,001	295,966		

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	395,416 円	391,497 円	3,919 円 (1.00%)
		395,763 円	△ 347 円 (△0.09%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成18.4.1~ 19.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成18.4.1~ 19.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成19.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成17年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成18年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成18.4.1~ 19.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成18.4.1~ 19.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成19.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成17年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成18年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	1 (1)	0	1 (1)	1	0	0
免職	1 (1)	0	1 (1)	1	0	0
懲戒処分	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)
戒告	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成十九年九月二十八日

号外二

別冊